

基本手当日額の算出方法 (H21.8 ~ H22.7適用)

離職日が平成15年5月1日以後の受給資格者

賃金日額 年齢	2,050 ~ 4,039	4,040 ~ 10,470	10,471 ~ 11,680	11,681 ~ 12,580	12,581 ~ 13,980	13,981 ~ 14,890	14,891 ~ 15,370	15,371 ~
~ 29歳	賃金日額 × 0.8				6,290円 (上限額)			
30 ~ 44					賃金日額 × 0.5		6,990円 (上限額)	
45 ~ 59			7,685円 (上限額)					
60 ~ 64			1欄外に	賃金日額 × 0.45				6,700円 (上限額)
65 ~			賃金日額 × 0.5		6,290円 (上限額)			

- 1 $\cdot (-7 \times \text{賃金日額}^2 + 131,160 \times \text{賃金日額}) / 128,600$
 $\cdot 0.05 \times \text{賃金日額} + 4,188$ } のいずれか低い方の額
- 2 基本手当の最低額 1,640円

基本手当の所定給付日数

特定受給資格者の場合 (を除く)

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	90日	120日	180日	-
30歳以上35歳未満			90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

一般 (特定受給資格者以外) の場合 (を除く)

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢		90日	90日	120日	150日	

就職困難な受給資格者

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日				
45歳以上65歳未満		360日				

高年齢求職者給付金

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
支給額	30日分	50日分